

函 福 管

令和 3 年(2021 年) 1 月 15 日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施結果の公表について

このことについて、パブリックコメント（意見公募）手続の実施により提出された、市民等からの意見の概要とその意見に対する市の考え方について下記のとおり公表いたします。

つきましては、委員の皆様へ公表する資料を配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

- 1 意見提出者（団体）数／意見の数
法人等 1 団体／ 1 件
- 2 修正の有無
意見による修正はありません
- 3 公表の時期
令和 3 年 1 月
- 4 公表する資料
提出された意見の概要と当該意見に対する市の考え方

（保健福祉部管理課）

**函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）に対する
パブリックコメント（意見公募）手続の実施結果について**

案 件 名	函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）
募 集 期 間	令和2年(2020年) 11月27日(金)～12月28日(月)
担 当 課	保健所生活衛生課
意見提出者数	法人等1団体

○函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）に対する意見の概要と市の考え方

※「意見の概要」については、原文を要約して載せています。

意見の概要		市の考え方
1	<p>I C T関係は、最低限旅館ホテルなみの準備が必要と思います。</p> <p>この事により同宿者並びにその施設の従業員の安心安全を守る事にもつながり、雇用の維持促進にも関連していくと思います。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の条例運用の参考とさせていただきます。</p>
意見等を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません。	
結果の配付場所	保健所生活衛生課（函館市総合保健センター3階）	
お問い合わせ先	保健所生活衛生課 TEL：0138-32-1521 FAX：0138-32-1505	